

令和3年7月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和3年7月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年7月1日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室 1
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第22号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第23号 市川市幼児教育振興審議会への諮問について  
議案第24号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について  
議案第25号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第26号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
  - 5 報告第15号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する臨時代理の報告について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第22号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第23号 市川市幼児教育振興審議会への諮問について  
議案第24号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について  
議案第25号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第26号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
  - 2 報告第15号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する臨時代理の報告について
  - 3 その他 (1) 「いちかわ教育の情報化全体構想」及び「いちかわGIGAスクール構想」について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子

委員  
委員

大高 究  
山元 幸恵

**6 出席職員、職・氏名**

教育次長	松丸 多一
生涯学習部長	永田 治
生涯学習部次長	吉田 一弘
学校教育部次長	新部 操
学校教育部学校建設担当参事	佐原 達雄
教育総務課長	町田 茂幸
社会教育課長	荒井 義光
義務教育課長	藤井 義康
指導課長	野口 敏樹
教育センター所長	小籠 宏
こども政策部こども家庭支援課長	杉山 育子

**7 事務局職員、職・氏名**

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	主 査	新田 伸子
//	主 査	滝口 陽子

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和3年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案5件、報告1件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、大高究委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

## ○平田史郎委員

かしこまりました。よろしくをお願いいたします。それでは、「議案」に入ります。議案第22号「市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。議案第22号「市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について」説明いたします。別冊議案1の1ページをお願いいたします。本審議会につきましては、幼児教育の振興充実について、市長または教育委員会の諮問に応じ、調査、審議するものでございます。本件は、審議会委員の任期が令和3年7月6日をもって満了となりますことから、新たに委員を委嘱することにつきまして、提案させていただくものでございます。4ページをお願いいたします。市川市幼児教育振興審議会条例第4条第1項の規定により、委員は、学識経験のある者が4名、幼稚園の関係者が4名、保育園の関係者が4名、小学校又は義務教育学校（前期課程に限る）の関係者が1名、合わせて13名と定められております。このうち、今回の候補につきましては、一覧のとおり、新任の委員が5名で、再任の委員が8名となっております。なお、委員の任期は、令和3年7月7日から令和5年7月6日までの2年間でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

## ○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号「市川市幼児教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。議案第23号「市川市幼児教育振興審議会への諮問について」ご説明いたします。別冊議案5ページをお願いいたします。本件は、幼児教育振興の基本的な方針を定める「市川市幼児教育基本方針」の策定にあたり、市川市幼児教育振興審議会に意見を求めることについて、提案するものでございます。それでは、別冊議案6ページをお願いいたします。諮問書案でございます。諮問理由を読み上げさせていただきますので、少々お時間をいただければと思います。「近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子どもの育ちに関する社会状況の変化を背景に、様々な教育課題が拡大、顕在化してきています。このような情勢の中、幼児教育の重要性の認識の高まりから、平成27年4月には子ども・子育て支援新制度がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園等のそれぞれの創意工夫を生かした良質かつ適切な教育・保育の体制整備が構想されています。また、平成29年3月には、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時期に改訂され、小学校教育への円滑な接続や特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実などを重点に、平成30年4月から新幼稚園教育要領等を踏まえた現場での実践が行われています。さらに、令和3年1月には、中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育の構築を目指して』が公表され、幼児教育の一層の質の向上を図ることが求められています。一方、市川市教育委員会では、これまで『生きる力の基礎を育む教育』として幼児教育の推進を図ってきました。特に、平成28年4月には、貴審議会に『公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて』を諮問し、同年10月、答申に基づき『公立幼稚園に関する今後のあり方（基本的方針）』を策定し、公立幼稚園の基幹園としての役割や1学級あたりの適正規模などについて、市教育委員会の考え方をまとめました。さらに、平成31年1月には、第3期市川市教育振興基本計画において、『幼児期における教育の推進』を新たに位置づけたところです。しかし、本市の幼児教育においては、小学校教育との円滑な接続がまだ十分に整っていない面があります。また、発達障害や日本語の習得に困難がある等、特別な配慮を必要とする幼児への支援について課題が見られます。さらに、公立幼・保育園と私立幼・保育園との情報共有や連携が十分に図られているとは言えない状況も散見されます。そこで、これらの課題を踏まえた上で、新しい時代における幼児教育の一層の質の向上を図るために、『市川市幼児教育基本方針』を策定することが、本市幼児教育振興の重要な方策であると捉え、貴審議会に意見を求めるものです。」説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、指導課長より答弁させていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

## ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

#### ○社会教育課長

社会教育課長です。議案第24号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。本案件は、市川市社会教育委員を委嘱している委員より、役職の変更に伴う辞任の申し出がありましたことから、市川市社会教育委員設置条例第2条第1項に基づき、委員候補として1名を選出いたしましたので、委員の解嘱及び委嘱につきまして、提案させていただくものでございます。解嘱委員及び委嘱委員につきましては、2ページの通りでございます。任期は、同条例第3条の規定により前任者の残任期間とし、令和4年9月30日までとなります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

#### ○義務教育課長

義務教育課長です。議案第25号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。議案の3ページ、4ページをお願いいたします。市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項に基づき、本年7月3日をもって、全員が任期満了となりますことから、新たに委員12名の委嘱を提案させていただくものでございます。委員のうち、前任期からの再任が6名、新任が6名となります。新たな委嘱期間は、令和3年7月4日から令和5年7月3日までの2年間となります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号「市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議

題といたします。

#### ○教育センター所長

教育センター所長です。議案第26号「市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。議案の5ページから6ページをご覧ください。この運営協議会は、教育委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成されております。委員の任期満了に伴い、市川市少年センター設置条例第6条及び同条例施行規則第2条で定めるように、教育関係者3名、児童福祉関係者2名、警察関係者2名、学識経験者1名、民間有識者7名の合計15名を新たに委嘱するものでございます。前期から引き続き委嘱する方が9名、今年度より新規に委嘱する方が6名となっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、報告第15号「市川市子ども・子育て会議委員委嘱に関する臨時代理の報告について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第15号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の7ページをお願いいたします。市川市子ども・子育て会議の委員の委嘱につきましては、本年6月3日に開催いたしました定例教育委員会において、本年7月1日からを任期とする第5期の委員の委嘱についてお諮りし、ご承認いただいたところであります。その後、委嘱を予定しておりました委員のうち1名に変更が生じたことから、新たに委員を委嘱することについて、市川市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定に基づき、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がございましたが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本委嘱案の内容には異議がないものとして、令和3年6月22日に教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第15号を終了いたします。

続きまして、その他に入ります。その他(1)『いちかわ教育の情報化全体構想』及び『いちかわGIGAスクール構想』について」を説明してください。

#### ○指導課長

指導課長です。「いちかわ教育の情報化全体構想」及び「いちかわGIGAスクール

構想」についてご説明いたします。はじめに、「教育の情報化全体構想」についてです。議案11ページ、その他(1)指導課①をご覧ください。教育委員会では、第3期市川市教育振興基本計画に基づき、教育の未来環境の整備を進めています。その一環として、デジタル技術を活用した教育の情報化を今後一層推進するにあたり、基本的な考え方を「いちかわ教育の情報化全体構想」としてまとめました。本構想では、「教職員の働き方改革」と「GIGAスクール構想」の2つの側面から、教育の情報化を図ることとしています。教職員の働き方改革では、すでに導入しています校務支援システムのさらなる活用とタブレット端末などによる新たな環境整備により授業準備や校務事務作業の効率化を図ることで、教員が子供たちとじっくりと向き合う時間をつくりだしていきます。また、GIGAスクール構想では、一人一台端末や高速無線環境の整備等により、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。教職員の働き方改革とGIGAスクール構想の2つを一体的に進めることにより、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを推進し、新しい時代を生きる子どもたちに必要な資質や能力を育てていきたいと考えております。続きまして、「いちかわGIGAスクール構想」について、具体的にご説明いたします。13ページ、その他(1)指導課②をご覧ください。いちかわGIGAスクール構想では、「一人一台端末」と「無線環境及びクラウドベース学習システム」を整備することで、これまでの教育実践と最先端のICTとのベストミックスを図り、学習活動を一層充実させながら、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。例えば、一斉授業においては、大型提示装置を使い、子ども一人一人の意見や考えが比較できる他、タブレットの集計機能を用いて全体の傾向を把握するなど、授業者は子どもの反応を即座に把握することができます。個別学習においては、子どもたちは、自分の学力に合った問題を、自ら選んで取り組むことができるようになります。また、取り組んだ問題の正答率や学習時間など、個々の学習履歴が自動で記録されるため、教師は学習履歴をもとに、子ども一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた指導を行うことができるようになります。調べ学習においては、タブレットを用いることで、一人一人が学習に必要な記事、動画等の情報を集めることができ、情報収集後、全員に同じ画面を一斉表示したり、共有したい子どもの画面を他に転送したりすることにより、個々の考えを即時に共有し、相互に学び合う協働学習が可能となります。さらに、タブレット端末は、家庭に持ち帰り、学校だけでなく、家庭学習の支援ツールとしての活用も段階的に進めてまいります。例えば、デジタルドリル等を活用して自分の理解度に応じた難易度の問題を解いたり、インターネットを使って調べ学習を行ったりすることが可能です。また、子どもの使うタブレットは教師のタブレットとつながっているため、教師から新たな課題を受け取ったり、逆に自分で撮影した写真や動画を教員に提出したりする等、双方向のやりとりも可能となります。今後は、「教育の情報化構想」並びに「GIGAスクール構想」の実現に向け、研修会やリーフレット、教育委員会HP等を通して教職員や保護者への周知と理解を図りながら、具現化を図ってまいります。なお、その他(1)指導課③に、今後発行予定の保護者用のリーフレットがございますので、あわせてご覧ください。説明は、以上です。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和3年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)